

訪問看護重要事項説明書

1. 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	あいず訪問看護ステーション筑後
所在地	福岡県筑後市大字熊野1435番地13
連絡先	0942-53-6668
サテライト事業所名	あいず訪問看護ステーション柳川サテライト
サテライト所在地	福岡県柳川市西浜武1114-1西浜武店舗北
連絡先	0944-85-3981
管理者名	鶴岡 恵美
サービス種類	訪問看護・介護予防訪問看護
介護保険指定番号	4062390127号
サービス提供地域	筑後市、八女市、大木町、みやま市、大川市、柳川市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日	午前 9:00 ~ 午後 6:00
定休日	土曜・日曜・祝日・年末年始(12/29~1/3)

(3) 職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	名	1名
看護師	看護師	4名	名	4名

理学療法士	理学療法士	2名	名	2名
作業療法士	作業療法士	1名	名	1名
言語聴覚士		名	名	名

(4) ディスクロージャー

当事業所の「事業計画」および「財務内容」については、当社のホームページ上で閲覧することができます。

2. 当事業所の連絡窓口（相談・苦情など）

【訪問看護事業者の窓口】 あいず訪問看護ステーション筑後 管理者：鶴岡 恵美	電話番号：0942-53-6668 受付時間：平日 午前9：00～午後6：00 ※休業日及び18時以降は、留守番電話で対応
【市町村の窓口】 筑後市役所 健康づくり課	電話番号：0942-53-4115 受付時間：平日 午前8：30～午後5：15
【市町村の窓口】 八女市役所 介護長寿課	電話番号：0943-23-1353 受付時間：平日 午前8：30～午後5：15
【市町村の窓口】 大木町役場 健康福祉課	電話番号：0944-32-1060 受付時間：平日 午前8：30～午後5：15
【市町村の窓口】 みやま市役所 介護支援課	電話番号：0944-64-1555 受付時間：平日 午前8：30～午後5：00
【市町村の窓口】 大川市役所 健康課	電話番号：0944-85-5522 受付時間：平日 午前8：30～午後5：15
【市町村の窓口】 柳川市役所 福祉課	電話番号：0944-77-8516 受付時間：平日 午前8：30～午後5：00
【公的団体の窓口】 福岡県国民健康保険団体連合会 苦情・相談窓口	電話番号：092-642-7859 受付時間：平日 午前9：00～午後5：00

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

3. 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要支援または要介護状態、医療ケアと認定されたご利用者様に対し、(介護予防)訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な(介護予防)訪問看護のサービスを、24 時間体制で提供します。(介護予防)訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な(介護予防)訪問看護のサービス提供に努めます。

4. 利用料金

(1) 利用料

(介護予防)訪問看護は介護保険又は健康保険の利用が出来ます。保険の種類と内容により利用負担金が別紙のようになります。

(2) キャンセル料

サービスのキャンセルをされる場合、キャンセルの連絡を前営業日の 18 時までにご連絡頂いた場合キャンセル料は頂きませんが、それ以降にキャンセルされた場合はキャンセル料を請求いたします。ただし、病状の急変や急な入院等の場合、キャンセル料は請求しません。

前営業日 18 時までのご連絡の場合	キャンセル料不要
当日キャンセルの連絡があった場合 (前営業日 18 時以降)	当該利用料金の 50%
ご連絡がなく、担当がご自宅に到着した場合	当該利用料金の 100%

(3) その他の利用料

基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、下記の額の支払いをご請求いたします。

- ・ 訪問看護と連携して行われる死後の処置：15,000円
- ・ 延長料金：4,500円（30分当り/1回）
- ・ 衛生材料など消耗品使用時（介護保険のみ）
- ・

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成又は介護予防訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員にご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の通常2週間、やむを得ない場合は1週間前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要支援認定区分および要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

※ 非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。

- ・ ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・ 当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することとで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを 1 ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず 7 日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・ ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・ (介護予防) 訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

6. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者：管理者 鶴岡 恵美

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7. 身体拘束の防止

- (1) 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
 - ・身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - ・従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

8. 感染症対策の強化について

事業者において感染症などが発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 従業員などの清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (4) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

- (5) 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

9. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（常務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 事故発生時の対応

- (1) （介護予防）訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等、市町村、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する（介護予防）訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、当該損害について当ステーションの責任を問えない場合はこの限りではありません。

11. 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主 治 医	病 院 名	
	主治医氏名	
	連 絡 先	
ご 家 族	氏 名	(続柄：)
	連 絡 先	
緊急連絡先	氏 名	(続柄：)
	連 絡 先	
主治医・ご家族などへの 連 絡 基 準		

12. 第三者評価の実施状況について

実施の有無	実施しておりません。
-------	------------

医療保険による訪問看護費

R8年6月施行

算 定 項 目	条 件 等		料 金	基本利用料（利用者負担）		
				1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護基本療養費（Ⅰ） （1日につき） ※（）の料金は准看護師の場合	週3日まで （30分未満）		4,250円 （3,870円）	425円 （387円）	850円 （774円）	1,275円 （1,161円）
	週3日まで （30分以上）		5,550円 （5,050円）	555円 （505円）	1,110円 （1,010円）	1,665円 （1,515円）
	週4日目を以降 （30分未満）		5,100円 （4,720円）	510円 （472円）	1,020円 （944円）	1,530円 （1,416円）
	週4日目を以降 （30分以上）		6,550円 （6,050円）	655円 （605円）	1,310円 （1,210円）	1,965円 （1,815円）
訪問看護基本療養費（Ⅲ）★1 （1日につき2人まで） ※（）の料金は准看護師の場合	週3日まで （30分未満）		4,250円 （3,870円）	425円 （387円）	850円 （774円）	1,275円 （1,161円）
	週3日まで （30分以上）		5,550円 （5,050円）	555円 （505円）	1,110円 （1,010円）	1,665円 （1,515円）
	週4日目を以降 （30分未満）		5,100円 （4,720円）	510円 （472円）	1,020円 （944円）	1,530円 （1,416円）
	週4日目を以降 （30分以上）		6,550円 （6,050円）	655円 （605円）	1,310円 （1,210円）	1,965円 （1,815円）
訪問看護基本療養費（Ⅲ）★1 （1日につき3人以上9人以下） ※（）の料金は准看護師の場合	週3日まで （30分未満）		2,130円 （1,940円）	213円 （194円）	426円 （388円）	639円 （582円）
	週3日まで （30分以上）		2,780円 （2,530円）	278円 （253円）	556円 （506円）	834円 （759円）
	週4日目を以降 （30分未満）		2,550円 （2,360円）	255円 （236円）	510円 （472円）	765円 （708円）
	週4日目を以降 （30分以上）		3,280円 （3,030円）	328円 （303円）	656円 （606円）	984円 （909円）
訪問看護基本療養費（Ⅳ）★2	入院中に1泊2日以上 外泊する場合		8,500円	850円	1,700円	2,550円
訪問看護管理療養費 （1日につき）	月の初日（通常）		7,710円	771円	1,542円	2,313円
	2日目を以降／単一建物20人未満		3,010円	301円	602円	903円
訪問看護物価対応料1 （1日につき）	月の初日		60円	6円	12円	18円
	2日目を以降		20円	2円	4円	6円
訪問看護ベースアップ評価料 （Ⅰ）	1回/月	継続的賃上げ実施	1,830円	183円	366円	549円
		上記以外	1,050円	105円	210円	315円
訪問看護医療DX情報活用加算	1回/月		50円	5円	10円	15円
24時間対応体制加算	1回/月	看護業務の負担 軽減の取組実施	6,800円	680円	1,360円	2,040円
		上記以外	6,520円	652円	1,304円	1,956円
緊急訪問看護加算	1日につき	月14日まで	2,650円	265円	530円	795円
		月15日目を以降	2,000円	200円	400円	600円
特別管理加算（Ⅰ）★3	1回/月		5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算（Ⅱ）★3	1回/月		2,500円	250円	500円	750円
複数名訪問看護加算	1回/日		4,500円	450円	900円	1,350円

算 定 項 目	条 件 等		料 金	基本利用料（利用者負担）		
				1 割負担	2 割負担	3 割負担
難病等複数回訪問加算 ★4	1 日に 2 回		4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	1 日に 3 回以上		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
退院時共同指導加算 ★5	1 回		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算 ★6	1 回		2,000 円	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算 ★7	1 回	90 分未満	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
		90 分以上	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
乳幼児加算（6 歳未満）	1 日につき （1 回限り）	厚生労働大臣が 定める者に該当	1,800 円	180 円	360 円	540 円
		上記以外	1,400 円	140 円	280 円	420 円
在宅患者連携指導加算 ★8	1 回/月		3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 ★9	2 回/月まで		2,000 円	200 円	400 円	600 円
看護・介護職員連携強化加算	1 回/月		2,500 円	250 円	500 円	750 円
夜間・早朝訪問看護加算 （夜間 18：00～22：00） （早朝 6：00～8：00）	1 回		2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算 （22：00～6：00）	1 回		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
長時間訪問看護加算 ★10	1 回/週		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
訪問看護情報提供療養費 1～3 ★11～13	1 回/月		1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護ターミナルケア療養費 1 ★14	該当時		25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
訪問看護ターミナルケア療養費 2 ★15	該当時		10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
訪問看護医療情報連携加算	1 回/月		1,000 円	100 円	200 円	300 円

- ★1 ： 同一建物居住者に対する訪問看護。令和 8 年度改定により、同一日に訪問する人数、月の訪問日数、30 分未満/30 分以上により区分が細分化されています。
- ★2 ： 入院中に 1 泊 2 日以上外泊する場合に算定します。
- ★3 ： 特別管理加算（Ⅰ）は留置カテーテル・気管切開・気管カニューレ等を使用している場合等。（Ⅱ）は（Ⅰ）以外の対象者。
- ★4 ： 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書期間の利用者に対して算定します。
- ★5 ： 入院中病院で共同指導した場合に算定します。
- ★6 ： 退院後特別な管理が必要な者に対して、退院時共同指導を行った場合に追加。
- ★7 ： 退院当日に療養上必要な指導を行った場合に算定します。
- ★8 ： 往診医と情報共有した場合に算定します。
- ★9 ： 状態の急変等に伴い往診医等とカンファレンスした場合に算定します。
- ★10 ： 厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対して算定します。
- ★11～13 ： 市町村、学校等、保険医療機関等へ必要な情報提供を行った場合に算定します。
- ★14～15 ： 在宅または特別養護老人ホーム等で亡くなられた場合等、要件を満たす場合に算定します。

<その他の自己負担額>

◇土曜・日曜・祝日・12 月 29 日～1 月 3 日の訪問 2,500 円/回（別表 7・別表 8 に該当の方は除く）

◇延長料金（★10 対象以外の方に 90 分以上の訪問を行った場合） 4,500 円/30 分

◇死後の処置 15,000 円

介護保険による訪問看護費

あいず訪問看護ステーション筑後

久留米市 10.00 円 令和8年6月施行

算定項目	時間	単位数	利用者負担額			備考
			1 割負担	2 割負担	3 割負担	
訪問看護	20 分未満	314 単位	314 円	628 円	942 円	
	30 分未満	471 単位	471 円	942 円	1,413 円	
	30～59 分	823 単位	823 円	1,646 円	2,469 円	
	60～90 分	1,128 単位	1,128 円	2,256 円	3,384 円	
理学療法士等による訪問の場合 (20 分/ 1 回につき)		294 単位	294 円	588 円	882 円	
		265 単位	265 円	530 円	795 円	1 日 2 回を超えて訪問看護を行った場合 (90%)
介護予防訪問看護	20 分未満	303 単位	303 円	606 円	909 円	
	30 分未満	451 単位	451 円	902 円	1,353 円	
	30～59 分	794 単位	794 円	1,588 円	2,382 円	
	60～90 分	1,090 単位	1,090 円	2,180 円	3,270 円	
理学療法士等による訪問の場合 (20 分/ 1 回につき) ☆		284 単位	284 円	568 円	852 円	
		142 単位	142 円	284 円	426 円	1 日 2 回を超えて訪問看護を行った場合 (50%)
初回加算 (Ⅰ)	1 回	350 単位	350 円	700 円	1,050 円	退院した日に訪問看護を行った場合
初回加算 (Ⅱ)	1 回	300 単位	300 円	600 円	900 円	退院した日の翌日以降に訪問看護を行った場合
特別管理加算 (Ⅰ)	1 回/月	500 単位	500 円	1,000 円	1,500 円	
特別管理加算 (Ⅱ)	1 回/月	250 単位	250 円	500 円	750 円	
緊急時訪問看護加算 (Ⅰ)	1 回/月	600 単位	600 円	1,200 円	1,800 円	
緊急時訪問看護加算 (Ⅱ)	1 回/月	574 単位	574 円	1,148 円	1,722 円	
退院時共同指導加算	1 回	600 単位	600 円	1,200 円	1,800 円	初回加算は加算されない
長時間訪問看護加算	1 回/週	300 単位	300 円	600 円	900 円	特別管理加算対象者に 90 分以上の訪問を行った場合
複数名訪問看護加算	30 分未満	254 単位	254 円	508 円	762 円	
	30 分以上	402 単位	402 円	804 円	1,206 円	
夜間・早朝加算	6：00～8：00 18：00～22：00	夜間 1.25 倍 ・ 早朝 1.25 倍				訪問看護費の単位にかける
	深夜加算	22：00～6：00	1.5 倍			
ターミナルケア加算	1 回	2,500 単位	2,500 円	5,000 円	7,500 円	介護予防はなし
サービス提供体制強化加算	1 回/月	3 単位	3 円	6 円	9 円	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	1 回/月	1.8%				1 月当たりの総単位数にかける
死後の処置	1 回	15,000 円				

☆理学療法士等の訪問について利用開始日の属する月から 12 月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合は、1 回につき 5 単位減算 (要支援のみ)

【利用者負担算出方法】

10.00 (地域単価) × 単位数 = ○○ 円 (1 円未満切り捨て)

○○ 円 - (○○ 円 × 介護保険負担割合 (1 円未満切り捨て)) = △△ 円 (利用者負担額)

※介護保険負担割合 利用者負担 1 割⇒0.9 利用者負担 2 割⇒0.8 利用者負担割合 3 割⇒0.7

会社の概要

社 名	株式会社トライティア
資本金	1 0 0 0 万円
事業内容	訪問看護・介護予防訪問看護
設立	2 0 1 4 年 3 月
所在地	東京都品川区東五反田二丁目 5-2 THE CASK GOTANDA 7F
代表者	代表取締役 西山 篤史

事業者名

住 所 : 東京都品川区東五反田二丁目 5-2 THE CASK GOTANDA 7F
社 名 : 株式会社トライティア
代 表 者 : 代表取締役 西山 篤史

事業所名

住 所 : 福岡県筑後市大字熊野 1 4 3 5 番地 1 3
事業所名 : あいず訪問看護ステーション筑後
指定番号 : 4 0 6 2 3 9 0 1 2 7

担 当 者 : より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利 用 者

住 所 :
氏 名 :

代 理 人

住 所 :
氏 名 : (続柄)